

建設の安全

9

建設業労働災害防止協会

- 平成21年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって — 厚生労働省 労働衛生課長 —
- 特集 平成20年の建設業における業務上疾病発生状況 — 建設業労働災害防止協会 —
- 通達 酸素欠乏症等の労働災害発生状況について — 厚生労働省 —
- 建設工事の安全衛生基礎講座 敷地内の工事におけるガス管損傷による労働災害の防止について





ラバー
2層底

Rubbertec[®]

made to work

RT722 ブラック

しなやかで快適な履き心地と耐久性を両立。さらにウレタン底では耐えられない熱場環境でも大丈夫。



抜群のしなやかさと、耐久性を実現。
ゴム底を2層にした、日本人のための
新しい安全靴「ラバーテックシリーズ[®]」。

RT712

RT722

RT730F
オール
ハトメ

RT735

RT731F
消防静電
P-4



M **ミドリ安全株式会社**

安全靴・作業靴のことなら <http://midori-fw.jp/>

ISO14001:2004・ISO9001:2000 認証取得：ミドリ安全は、環境と品質の国際規格に準拠した安全靴の製造・販売を行っています。

建設の安全 9

■表紙のことば

ー チュニジア 首都チュニスの大モスク ー
地中海を挟みイタリアと向き合うチュニジアの首都チュニス、北アフリカ屈指の大都市でイスラムの伝統的な町並みが残る。中央の大モスクは732年に創建、土地の木にちなんで「オリーブのモスク」と呼ばれ、初期イスラム様式の貴重な建造物。手前のタイルは古くから続く商家の装飾で、豪華な色彩が当時の栄華を物語っている。

1979年 世界遺産登録

■ごあいさつ	2
平成21年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって ／厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課長 鈴木 幸雄	
■ニュース	3
平成21年度安全衛生に係る厚生労働大臣表彰が決まる 当協会本部関係で、4名の方が受賞	
■特集	4
平成20年の建設業における業務上疾病発生状況 ／建設業労働災害防止協会	
■通達	8
酸素欠乏症等の労働災害発生状況について 振動障害総合対策の推進について ／厚生労働省	
■読者の声Q&A	13
安衛則改正に伴う足場の組立て後等の 点検について	
■オーク設備工業株式会社、株式会社村上組、 株式会社中田組にCOHSMS認定証を交付!!	16
／建設業労働災害防止協会	

■建設工事の安全衛生基礎講座	18
敷地内の工事におけるガス管損傷による 労働災害の防止について ／(社)日本ガス協会 技術部 小栗 智喜	
■健康管理コーナー	24
メンタルヘルスー(その2)ー ／横浜労災病院 山本 晴義	
■安全衛生保護具・機器コーナー	26
防護服の効果的な使用方法等について ／(社)日本保安用品協会 日本防護服研究会 福田 義人	
■支部の活動	30
■災害統計	36

■建災防からのご案内■

■新刊図書案内	31
■平成21年度 講習会のご案内	32
■本部だより	33

TOPICS

編集部から

◎今年度も、全国労働衛生週間（10月1日～7日）に向けての準備期間がスタートしました。当協会では、「平成21年度全国労働衛生週間実施要領」を作成しました。当実施要領は、経営トップが明確な方針を示し、関係者全員が一致協力して労働衛生管理活動並びに快適職場の形成に取り組むための参考資料です。

この実施要領は当協会



ホームページ（<http://www.kensaibou.or.jp/>）でもご覧いただけます。

◎厚生労働省は「平成20年の業務上疾病発生状況」を公表しました。ここでは、建設業の業務上疾病発生状況および労災新規認定状況を紹介しております。（4～6ページ）

また、厚生労働省通達「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」も今号で紹介しております。建設業における発生状況などを掲載しておりますので、酸素欠乏症等防止対策の参考にさせていただきますようお願いいたします。（8～10ページ）



平成21年度 全国労働衛生週間を迎えるに当たって

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

労働衛生課長 鈴木 幸雄

労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、平成21年度全国労働衛生週間が10月1日から7日までの1週間にわたって行われます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第60回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきたところです。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,874人であり、平成16年以降増加しており、また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続け、平成20年は51.3%に上っています。さらに、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っています。

このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の2年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、快適職場づくり対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を

図ることが必要であります。

特に、メンタルヘルス対策については、仕事の質・量、職場の人間関係等の変化、労働者の孤立等により心の健康問題を抱える労働者の増加が危惧されていること等を背景に、より一層の対策の推進が必要ですが、このためには、企業や事業場のトップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的に取り組み、労働者の心の健康が確保された明るい職場をみんなで実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、

**「トップが決意 みんながつくる
心の健康・明るい職場」**

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

事業者、労働者、産業医等の労働衛生管理スタッフの皆様が、9月1日から30日までの準備期間を含め、連携・協力して、各職場の健康確保をはじめとする労働衛生対策をより一層進めていただくことを期待しています。

なお、今年度は282件のスローガンの応募作品をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成21年度安全衛生に係る厚生労働大臣表彰が決まる

当協会本部関係で、4名の方が受賞

建設業労働災害防止協会

厚生労働省は、長年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功労者に対し表彰状を授与し、当協会関係では、功労賞、功績賞、安全衛生推進賞を以下の方々が受賞した。

功労賞（表彰式：平成21年7月1日（水） グランドプリンスホテル赤坂）

長年にわたり労働安全衛生に尽くし、わが国の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

氏名 大島 義和

職名 株式会社ナカノフドー建設 取締役名誉会長
建設業労働災害防止協会 副会長

功績賞（表彰式：平成21年7月3日（金） 厚生労働省 中央合同庁舎）

地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

氏名 野中 格

職名 建設労務安全研究会 理事長
建災防セーフティエキスパート

安全衛生推進賞（表彰式：平成21年7月3日（金） 厚生労働省 中央合同庁舎）

長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

氏名 小田 銀治

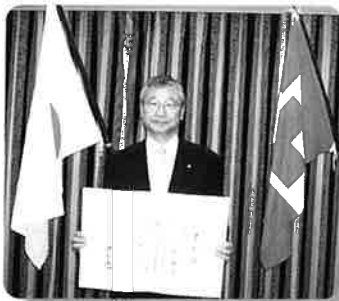
職名 元建設業労働災害防止協会 事業部 調査役

氏名 浜野 実

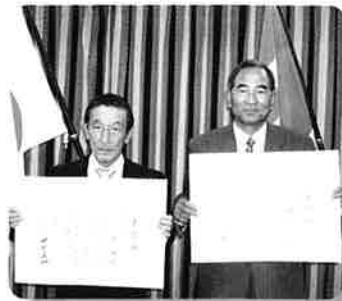
職名 三井ホーム株式会社 技術統括本部 工事推進グループ
建災防セーフティエキスパート



舛添厚生労働大臣より
「功労賞」を授与された大島氏



「功績賞」を受賞された野中氏



「安全衛生推進賞」を受賞された
浜野氏（左）、小田氏（右）

平成20年の建設業における業務上疾病発生状況

— 建設業労働災害防止協会 —

厚生労働省は「平成20年の業務上疾病発生状況」を取りまとめ、同省ホームページに公表しました。

本号では、平成20年の建設業における主な業務上疾病発生状況に基づき紹介します。

表－1 年次別業務上疾病発生状況（平成15年～20年）

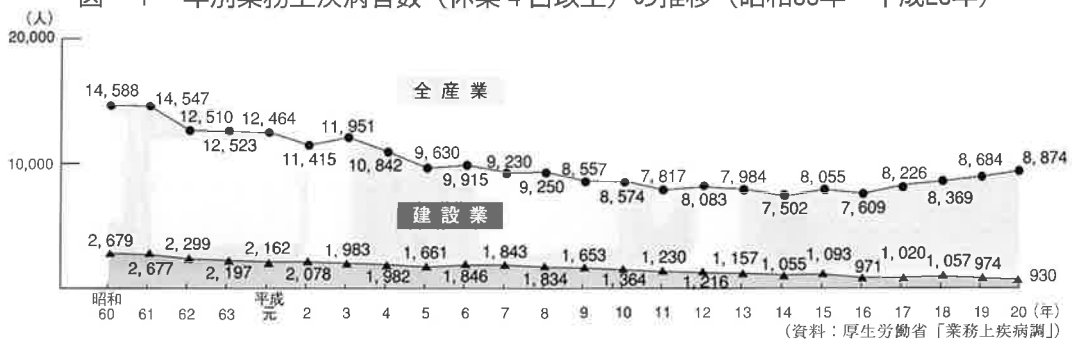
（単位：人）

年	業種	平成15年		16		17		18		19		20	
		建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計
(1)負傷に起因する疾病		630 (393)	5,861 (4,765)	510 (313)	5,370 (4,377)	548 (337)	5,829 (4,840)	538 (323)	5,962 (4,889)	494 (302)	6,252 (5,230)	505 (313)	6,625 (5,509)
物理的因子による疾病	(2)有害光線による疾病	1	8	2	7		7		6	2	9	1	7
	(3)電離放射線による疾病												1
	(4)異常気圧下による疾病	3	8	3	11	3	16	5	20	4	18	3	6
	(5)異常温度条件による疾病	92	394	117	467	74	397	112	422	129	474	90	463
	(6)騒音による耳の疾病	1	8	4	9	4	10	2	12	2	9	5	9
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病	1	29	3	19	2	29	6	27	7	42	3	16
	作業態様による疾病	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱	13	115	9	89	9	105	5	92	9	119	7
(9)負傷によらない業務上の腰痛		6	61	6	54	3	55	1	31	2	57		47
(10)振動障害		2	7		9		4	1	6	1	5		3
(11)手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		4	149	5	154	6	180	12	233	7	245	12	246
(12)(8)～(11)以外の原因による疾病		6	61	6	62	9	81	3	70	5	92	5	105
(13)酸素欠乏症			5	5	11	4	9	4	12	2	12	3	11
(14)化学物質による疾病(がんを除く)	76	311	44	284	61	306	72	320	39	258	34	220	
(15)じん肺症及びじん肺合併症	253	856	241	814	265	767	269	765	242	640	229	587	
(16)病原体による疾病	3	132	4	165	5	248	2	241	5	257	3	207	
がん	(17)電離放射線によるがん												
	(18)化学物質によるがん		2		1	2	5		1	6	9	5	10
	(19)(17),(18)以外の原因によるがん												
(20)その他業務によることのできる明らかな疾病	2	48	12	83	25	178	25	149	18	186	25	222	
合計	1,093	8,055	971	7,609	1,020	8,226	1,057	8,369	974	8,684	930	8,874	

資料：厚生労働省「業務上疾病調査」

- (注) 1. 表は休業4日以上のものである。
 2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
 3. (1)負傷に起因する疾病欄内()は腰痛の内数である。
 4. (18)の化学物質は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
 5. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

図－1 年別業務上疾病患者数（休業4日以上）の推移（昭和60年～平成20年）



平成20年に発生した業務上疾病による被災者数は、8,874人と昨年に比べ190人増加した(表-1、図-1)。その内訳を見ると、業務上の負傷に起因する疾病が6,625人と全体の74.7%を占めており、この中でも腰痛(いわゆるぎっくり腰)が5,509人で、業務上の負傷に起因する疾病のうち83.2%を占めている。また、じん肺及びじん肺合併症や酸素欠乏症等の災害も減少してきているものの依然として発生している。

建設業の被災者数については、930人と前年比44人の減少となったが、全産業の10.5%を占めるほか、疾病者数千人率も高くなっている(表-2)。また、業務上の負傷に起因する疾病は505人で54.3%と高い割合となっており、この中でも全産業と同様に腰痛(いわゆるぎっくり腰)が313人で全体の62.0%を占めている。

表-2 業務上疾病者数千人率の推移(平成15年~20年)

業種 年	項目	建設業		全産業	
		疾病者数(人)	疾病者数千人率	疾病者数(人)	疾病者数千人率
平成15年		1,093	0.3	8,055	0.2
16		971	0.3	7,609	0.2
17		1,020	0.3	8,226	0.2
18		1,057	0.3	8,369	0.2
19		974	0.3	8,684	0.2
20		930	0.3	8,874	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

疾病者数千人率 = $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

2. 昭和53年3月30日改正後の労働基準法施行規則第35条の疾病分類によって分類している。

主な業務上疾病の発生状況

1. じん肺症の発生状況(表-3)

全産業におけるじん肺及びじん肺合併症の発生状況は587人で、業務上疾病のうちの6.6%を占めているが、建設業においては229人(前年242人)で、建設業における業務上疾病のうち24.6%を占めている。また、全産業のじん肺及びじん肺合併症の発生件数のうち、建設業の占める割合は39.0%となっている。

表-3 じん肺症及びじん肺合併症発生状況の推移(平成15年~20年)

(単位：人)

業種	年	平成15年	16	17	18	19	20
建設業		253	241	265	269	242	229
全産業		856	814	767	765	640	587

(資料：厚生労働省「じん肺健康管理実施結果調」)

2. 振動障害の労災新規認定状況(表-4)

平成19年度には315人が新規に認定されており(前年308人)、うち建設業は178人(前年同数)と全産業の56.5%(前年57.8%)を占めている。

表-4 振動障害労災新規認定状況の推移(平成14年度~19年度)(単位:人)

業種	年度	平成14年度	15	16	17	18	19
建設業		417	313	242	191	178	178
林業		126	103	115	65	59	66
鉱業		13	7	15	20	34	24
採石業		22	10	5	3	6	2
その他		54	48	35	38	31	45
合計		632	481	412	317	308	315

(資料:厚生労働省「業種別・年度別振動障害の労災新規認定者数調」)

3. 酸素欠乏症等の発生状況(表-5・6)

平成20年における酸素欠乏症の発生状況は、全産業で被災者8人(うち死亡者5人)、建設業では被災者3人(うち死亡者2人)である。

また、硫化水素中毒については、全産業で被災者3人(死亡者は2人)、建設業からは発生していない。

表-5 酸素欠乏症発生状況の推移(平成15年~20年)(単位:人)

業種	年	平成15年	16	17	18	19	20
建設業		0	5(1)	4(1)	4(2)	2(2)	3(2)
全産業		5(3)	11(2)	9(4)	12(9)	11(5)	8(5)

()はうち死亡者数

表-6 硫化水素中毒発生状況の推移(平成15年~20年)(単位:人)

業種	年	平成15年	16	17	18	19	20
建設業		1(0)	0	2(0)	2(2)	0	0
全産業		2(0)	4(3)	3(0)	3(2)	1(0)	3(2)

()はうち死亡者数

4. 石綿による肺がん及び中皮腫の労災新規認定状況(表-7)

平成20年度の肺がん労災新規認定状況は全産業503人、建設業245人(48.7%)であった。中皮腫の労災新規認定状況は全産業560人、建設業253人(45.2%)である。

平成18年度をピークに減少しているが、ここ2年は横ばい傾向にある。

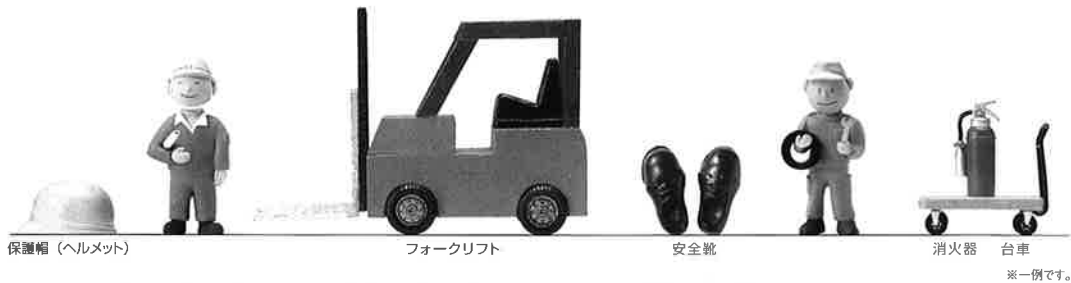
表-7 石綿による肺がん及び中皮腫の労災新規認定状況(平成17年度~20年度)(単位:人)

業種	年度	平成17年度		18		19		20	
		肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業		86(40.2%)	212(42.2%)	354(45.2%)	476(47.6%)	248(49.4%)	241(48.2%)	245(48.7%)	253(45.2%)
全産業		214	502	783	1,001	502	500	503	560

(注) 1. ()は、全産業に占める建設業の割合である。

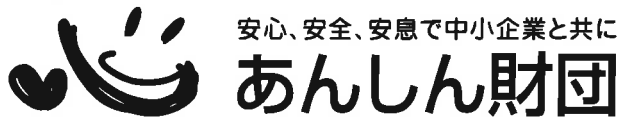
2. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

安全で快適な職場環境へ。



あんしん財団がお手伝いします。

例えば、安全衛生設備等設置に対する助成の対象項目は、上記を含め計60項目。
あなたの企業経営を強力にサポートします。



…… 中小企業のための共済 ……

安全・快適な職場づくり役に役立つ設備の設置 (購入) や機械の検査、講習の受講等に対して… 経費も助かる! **安全の助成**

- | | |
|---|--|
| <p>1 安全衛生設備等設置に対する助成</p> <p>2 動力プレス機械特定自主検査の実施に対する助成</p> <p>3 フォークリフト特定自主検査の実施に対する助成</p> <p>4 作業環境測定の実施に対する助成</p> <p>5 特殊健康診断の実施に対する助成</p> | <p>6 ゼロ災運動研修会等の参加に対する助成</p> <p>7 運転適性診断受診及び運行管理者指導講習受講に対する助成</p> <p>8 安全運転教育研修参加に対する助成</p> <p>9 AED等「職場の救急対策用設備」設置に対する助成</p> |
|---|--|

※各種助成制度のご利用にあたっては、それぞれ助成条件がございますので下記までお問合せください。

万一のケガに! **あんしんの補償**

死亡時 **2,000万円**
 入院 **16,000円** 通院 **12,000円**

※ただしケガ発生日以後180日まで、181日以降1年以内は1日4,000円。

●業務上・業務外にかかわらず、交通事故、海外でのケガも補償。

●ケガをしたその日から最長1年間の補償。

※疾病(病气)は対象になりません。また、災害の状況によって補償費をお支払いできないことや、制限されることがあります。

ゆとりと健康! **職場の活力**

- 人間ドック/定期健康診断 **補助**
- ホームヘルパー等資格取得支援サービス **補助**
- 24時間健康相談サービス **無料**
- メンタルヘルス・カウンセリングサービス **電話無料**
※面接カウンセリングは年間5回まで無料です。
- 心の病からの職場復帰支援サービス **無料**
- 契約施設(ホテル・旅館、ゴルフ場など) **補助**

業種・年齢・性別に関わりなく一律…
月会費 2,000円 (お一人様)

- 経営者の方ももちろん、従業員の方もご加入いただけます。
- 実際にその事業所に従事している方で18歳以上であれば、年齢に上限はありません。
- 会費は全額「損金」または「必要経費」として認められます。

※当財団は、厚生労働省許可の公益法人です。※当財団は、国からの補助金は一切受けておりません。※この広告が共済制度の募集を表明しています。ご加入の際には、必ず「共済制度のご案内」にご加入のしおり(重要事項説明書)特にご注意いただきたいことにて制度内容等をご確認ください、お手紙ください。

財団法人 **中小企業災害補償共済福祉財団** (通称/あんしん財団)
 認 認: 〒160-0016 東京都新宿区信濃町3-4 JR信濃町ビル
<http://www.anshin-zaidan.or.jp/>

フリーダイヤル **0120-311-816**

酸素欠乏症等の労働災害発生状況について

— 厚生労働省 —

今般、厚生労働省から標記について、労働衛生主務課長へ通達されましたのでご紹介します。
 なお、会員各位におかれましては、本通達に基づき適切な酸素欠乏症等の対策に取り組まれますようお願いいたします。

通達一覧につきましては安全衛生情報センターホームページでもご覧いただけます。
 (<http://www.jaish.gr.jp/>)

基安労発0723第1号
 平成21年7月23日

別紙1

都道府県労働局労働基準部
 労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
 安全衛生部労働衛生課長

酸素欠乏症等の労働災害発生状況

酸素欠乏症等の労働災害発生状況について

酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）における酸素欠乏症又は硫化水素中毒（以下「酸素欠乏症等」という。）による休業4日以上の労働災害発生状況を別紙1に、また、平成20年に発生した酸素欠乏症等の事例を別紙2に、それぞれ取りまとめたので、関係事業者等に対する指導等の参考とされたい。

なお、酸素欠乏症等防止規則における硫化水素中毒とは、酸素欠乏危険場所において発生したものである。

1 酸素欠乏症等の災害発生状況 （平成元年～平成20年）

(1) 酸素欠乏症

平成20年の酸素欠乏症による労働災害は、6件（前年比3件減）であり、被災者は8人（前年比3人減）うち5人（前年同）が死亡している。

(2) 硫化水素中毒

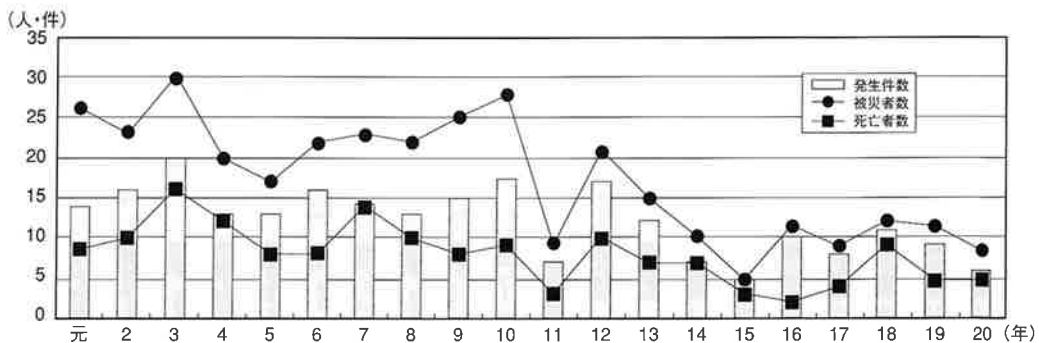
平成20年の硫化水素中毒による労働災害は、3件（前年比2件増）であり、被災者は3人（前年比2人増）うち2名（前年比2人増）が死亡している。

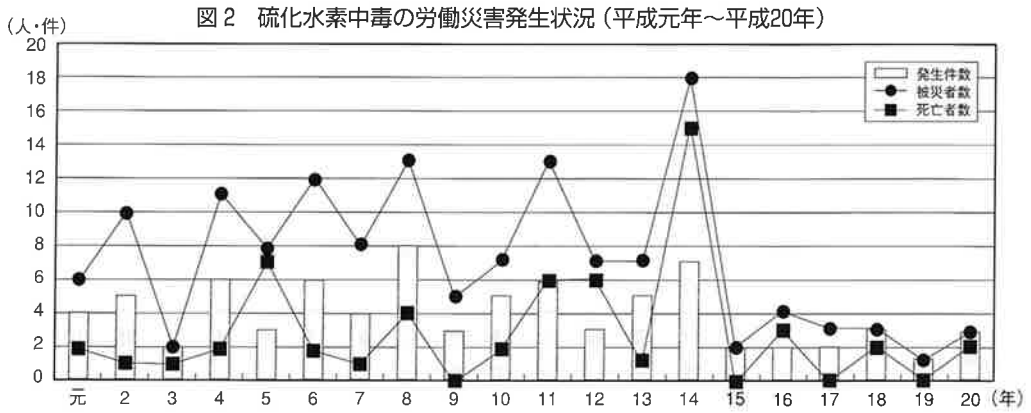
表1 酸素欠乏症等の労働災害発生状況（平成元年～平成20年）

年		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
酸素欠乏症	被災者数	26	23	30	20	17	22	23	22	25	28	9	21	15	10	5	11	9	12	11	8	347
	死亡者数	9	10	16	12	8	8	14	10	8	9	3	10	7	7	3	2	4	9	5	5	159
	発生件数	14	16	20	13	13	16	14	13	15	17	7	17	12	7	5	10	8	11	9	6	243
硫化水素中毒	被災者数	6	10	2	11	8	12	8	13	5	7	13	7	7	18	2	4	3	3	1	3	143
	死亡者数	2	1	1	2	7	2	1	4	0	2	6	6	1	15	0	3	0	2	0	2	57
	発生件数	4	5	2	6	3	6	4	8	3	5	6	3	5	7	2	2	2	3	1	3	80

備考 被災者数は死亡者数を含む。

図1 酸素欠乏症の労働災害発生状況（平成元年～平成20年）





2 酸素欠乏症等の業種別発生状況（平成11年～平成20年）

(1) 酸素欠乏症

過去10年間の業種別発生状況をみると、製造業が最も多く、次いで建設業であり、全体の約7割を占めている。

(2) 硫化水素中毒

過去10年間の業種別発生状況をみると、清掃業が多く全体の約4割を占めている。

図3 業種別発生状況（平成11年～平成20年）

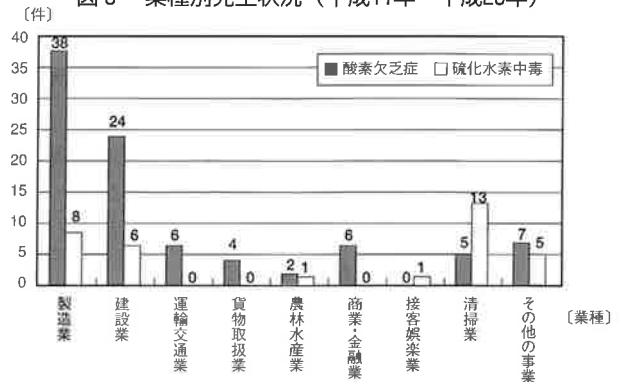


表2 業種別発生状況（平成11年～平成20年）

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	農林水産業	商業・金融業	接客娯楽業	清掃業	その他の事業	計
酸素欠乏症（件）	38	24	6	4	2	6	0	5	7	92
硫化水素中毒（件）	8	6	0	0	1	0	1	13	5	34
計	46	30	6	4	3	6	1	18	12	126

3 酸素欠乏症等の月別発生状況（平成11年～平成20年）

(1) 酸素欠乏症

酸素欠乏症は、過去10年間において7月14件、6月及び10月12件などである。

(2) 硫化水素中毒

硫化水素中毒は、過去10年間において8月7件、7月6件などである。

図4 月別発生状況（平成11年～平成20年）

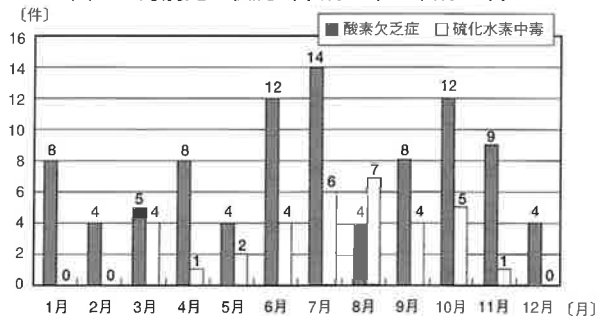


表3 月別発生状況（平成11年～平成20年）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
酸素欠乏症（件）	8	4	5	8	4	12	14	4	8	12	9	4	92
硫化水素中毒（件）	0	0	4	1	2	4	6	7	4	5	1	0	34
計	8	4	9	9	6	16	20	11	12	17	10	4	126

別紙 2

平成20年に発生した酸素欠乏症の事例

	業種	月	被災者数		発生状況
			死亡	休業	
5	建設業	7	1	(1)	被災者は、開発工事現場における検査準備作業に従事していたが、同現場のマンホール内で倒れていたところを発見された。さらに、被災者を救出しようとマンホール内に立ち入った労働者も倒れた。その後、被災者は死亡し、救出しようとマンホール内に立ち入った労働者は休業した。
6	建設業	11	1		被災者は、運搬船における整備作業に従事し、整備のため運搬船の隔室に立ち入ったところ意識を失い、その後死亡した。

備考 1 被災者数の()内の数は、二次災害での被災者数で内数である。 2 「休業」は、休業4日以上のものである。

〔参考：建設業労働災害防止協会〕

建設業における酸素欠乏症等被災者・死亡者数（平成18年～平成20年）

業種分類	平成18年		平成19年		平成20年	
	被災者数	死亡者数	被災者数	死亡者数	被災者数	死亡者数
酸素欠乏症	4(1)	2(1)	2	2	3(1)	2
硫化水素中毒	2(1)	2(1)	0	0	0	0

※ () は二次災害による人数で内数
平成18年の硫化水素中毒は清掃業も含む

防 止 対 策	チェックリスト
酸素欠乏危険場所の事前確認 タンク、マンホール、ピット、槽、井戸、たて坑などの内部が酸素欠乏危険場所に該当するか、作業中に酸素欠乏空気及び硫化水素の発生・漏洩・流入などのおそれはないか、事前に確認すること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
立入禁止の表示 酸素欠乏危険場所に誤って立ち入ることのないように、その場所の入口などの見やすい場所に表示すること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
作業主任者の選任 酸素欠乏危険場所で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業指揮など決められた職務を行わせること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
特別教育の実施 酸素欠乏危険場所において作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防に関することなどの特別教育を実施すること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
測定の実施 測定者の安全を確保するための措置を行い、酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行うこと。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
換気の実施 作業場所の酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下になるよう換気すること。 継続して換気を行うこと。 酸素欠乏空気、硫化水素の漏洩・流入がないようにすること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
保護具の使用 換気できないとき又は換気しても酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下にできないときは、送気マスクなどの呼吸用保護具を着用すること。 保護具は同時に作業する作業者の人数と同数を備えておくこと。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
二次災害の防止 酸素欠乏災害が発生した際、救助者は必ず空気呼吸器又は送気マスクなどを使用すること。 墜落のおそれのある場合には安全帯を装備すること。 救助活動は単独行動をとらず、救助者と同じ装備をした監視者を配置すること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO

振動障害総合対策の推進について

— 厚生労働省 —

今般、厚生労働省から標記について、当協会に対して通達されましたのでご紹介します。
 なお、会員各位におかれましては、本通達に基づき振動工具の適切な振動障害予防対策に取り組まれますようお願いいたします。
 通達一覧につきましては建災防ホームページでもご覧いただけます。(http://www.kensaibou.or.jp/)

基発第0710第7号
 平成21年7月10日

建設業労働災害防止協会会長 殿
 厚生労働省労働基準局長

振動障害総合対策の推進について

振動障害予防対策については、チェンソー取扱い作業指針（昭和50年10月20日付け基発第610号の別添2）及びチェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針（昭和50年10月20日付け基発第608号の別添）等により推進し、振動障害の新規認定者が減少するなど、一定の成果が見られているところです。

しかしながら、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構（ISO）等が

取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）の考え方等に基づく対策を推進することとし、別添1（省略）及び別添2（省略）のとおり上記作業指針等を定めたところです。

また、これらの対策を振動工具を使用する事業者が実施するためには、振動工具の製造事業者、輸入事業者等が、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」の測定、表示等を行うことが必要であることから、別添3（省略）により別記（省略）の関係業界団体に対して要請を行ったところです。

さらに、別添4（省略）のとおり、振動障害総合対策要綱を定めたところです。

貴職におかれましても、関係事業場への周知等について、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

トークナビ(赤外線センサ音声案内機)のご案内

乾電池式なので面倒な配線もなく どんな場所にも簡単設置!



トークナビ
881-71

- 人が近づくと反応し、メッセージを伝えます。
- 目的に合せたメッセージを自由に録音・再生。
- 新たに録音すれば前の内容を自動的に消去。
- 単独使用の他に、オプションで表示板を組み合わせて使用できます。
- 最大録音時間10秒・最大音響約80デシベル

本製品は防雨構造ですが、台風等の暴風、雨時は水圧により雨水が浸入し、故障する恐れがありますので、このような場合は故障をおやめください。

使用方法



- ①録音ボタンを押しながらマイクに向かってメッセージを録音します。
- ②人が近づきセンサが検知すると、録音したメッセージが再生されます。



1 壁面に

881-73



2 スタンドに

881-74



3 単管に

881-75



4 三脚に

881-76



トークナビ専用ホームページ

http://www.unit-signs.co.jp/products/88171.html

表示板に合わせた音声をご用意しました。専用ホームページから無料でダウンロードできますのでご利用ください。

カタログのご請求・最寄りの代理店については、下記フリーダイヤルにてお問い合わせください。

安全と快適環境をトータルでコーディネートする

UNIT ユニット株式会社

●営業部 / 〒173-0004 東京都板橋区板橋 2-3-20
 TEL ☎0120-490336 FAX ☎0120-490123
 E-mailでも承ります。sien@unit-signs.co.jp





ALT-Z from G.O.P.



www.gop.co.jp



アルミ合金製
可搬式作業台



アルミ合金製
可搬式作業台



階段用作業台



可搬式
手摺付き作業台



折畳・連結式作業台



多目的
軽量アルミ6輪台車



トラック
昇降用はしご



型枠支保金具



植栽フロート型
水質改善装置

ジー・オー・ピー株式会社

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-8-5 東洋ビル 7A

【ご注文・お問い合わせ】050-3533-9473

TEL 03-5449-1931 / Fax 03-5449-1935



Q 足場関係の労働安全衛生規則が改正され、足場の組立て後などに点検が必要になったようですが、足場に関し、点検対象ごとに、いつ、誰が、なにを点検しなければならないのか？ 教えてください。

A 足場関係を含む労働安全衛生規則（安衛則）の一部改正は、平成21年3月2日に公布され、同年6月1日から施行されています。

ご質問の改正に伴う足場の点検に関することは、次表の「足場の点検等に関する整理一覧表」に、まとめましたので、参考にしてください。

足場関係の点検整備に当たって、足場点検表を定め運用していくことは、不具合箇所の見落としを防ぐこと、整備記録として活用できること、最適な足場の状態を常時管理できることなどがあり、良好な足場設置・使用に結びつくことになります。

厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知（平成21年4月24日付基安発第0424003号）では、参考となる点検表（例）を示しており、事業者は、設置・使用する足場等の種類等に応じ、点検表を作成し、それに基づき点検を行うことが必要であるとしています。さらに、同点検表（例）には、留意事項として、次のことを織り込むなどすることが示されています。

- ・実際の工期を記入すること。
- ・足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者等で十分な知識・経験を有する点検の実施者を指名すること。
- ・悪天候後、中震以上の地震後、組立て後、一部解体後、変更後など点検の実施理由を記入すること。
- ・足場等の用途や構造、足場の大きさ、設置面の状態などの概要を記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。
- ・点検事項には、安衛則567条2項の他、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。
- ・点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。
- ・是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。
- ・是正の確認は、点検者だけでなく、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。
- ・手すり、中さん等の墜落防止設備の点検は、単に取り外し・脱落の有無だけでなく、その取り付け状態が適切であるかも点検すること。

建災防では、同通知に示された点検表（例）に基づき、足場の組立て後等安全点検表として、「建災防統一足場点検表」を定め、頒布しています。建災防会員企業におかれては、足場の設置・使用に当たり、建災防統一足場点検表の活用、或いは、同点検表な

どを参考に、自社の設置・使用する足場に合った創意工夫を凝らした点検表を作成し活用するなどして、適正な点検を実施し、常に最適な足場状態を確保していく必要があります。

また、建災防では、足場等の安衛則の改正などに関連する情報について、次のような方法で、建災防会員等に情報を提供していますので、併せてこれらをご参照ください。



- ・建災防機関誌「建設の安全」：1・2月号、3月号、4月号、5月号、6月号、7・8月号
- ・リーフレット：
 - ・労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました（H21.3）
 - ・労働安全衛生規則（足場等）が改正されました（H21.5）
 - ・足場からの墜落防止措置のための教育
- ・建災防ウェブサイト：ニュースリリース

なお、建設作業の安全性を確保するには、点検整備というメカニズムを、すべての資機材・設備・作業において常に機能させていくことが大事です。足場の点検整備結果の記録を含め、この機能化のためには、点検整備の結果を記録に残すということが大切になります。点検整備の記録は、

- ① 証拠として＝実施結果について説明責任を果たすことができること。
- ② 確実な伝達手段として＝認識の共有化と、口頭の伝達との併用により、より確実性が増すこと。
- ③ 改善・活用の情報源として＝記録情報を分析することで、次の改善に結びつけることができること。

などの効果があります。その効果を得ていくための点検記録は、事実に基づいていること、適切に分類整理がなされていること、わかり易く記載されていることが必要です。

ご質問者の方、また、建設業関係者の皆様におかれましては、事故・労働災害防止のため、建設工事における適正な点検整備活動と、今後も、様々な安全衛生管理活動への一層の取組みをお願いいたします。

●足場の点検等に関する整理一覧表

(注) 詳細は、安衛法令とその通知等でその内容を確認すること。

区分	足場種類 (なにを)	足場時期 (いつ)	点検者 (だれが)	点検事項、補修・修理 (なにを・どうする)
事業者が行う措置	足場 (つり足場を除く)	その日の作業を開始する前に	職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名	次の設備の取りはずし及び脱落の有無を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修する。 ① 交さ筋かい及び高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん若しくは高さ 15cm 以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 ② 手すりわく ③ 手すり等*1 及び中さん等*2
	つり足場	コメント： ① 足場 (つり足場を除く) の作業開始前点検は、平成 21 年 3 月の安衛則改正により定められる。 ② つり足場の作業開始前点検は、従来から安衛則に定められている。		次の事項を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修する。 ① 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 ② 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態 ③ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 ④ 次の設備の取りはずし及び脱落の有無 ・ 交さ筋かい及び高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん若しくは高さ 15cm 以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 ・ 手すりわく ・ 手すり等*1 及び中さん等*2 ⑤ 幅木等*3 の取付状態及び取りはずしの有無 ⑥ 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無 ⑦ 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能 コメント： 平成 21 年 3 月の安衛則改正により、④、⑤が新たな点検事項となる。
注行者が行う措置	足場	① 強風、大雨、大雪等の悪天候後 ② 中震以上の地震後 ③ 組立て、一部解体、変更後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に	足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名	次の事項を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修する。 ① 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 ② 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態 ③ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 ④ 次の設備の取りはずし及び脱落の有無 ・ 交さ筋かい及び高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん若しくは高さ 15cm 以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 ・ 手すりわく ・ 手すり等*1 及び中さん等*2 ⑤ 幅木等*3 の取付状態及び取りはずしの有無 ⑥ 脚部の沈下及び滑動の状態 ⑦ 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無 ⑧ 建地、布及び腕木の損傷の有無 ⑨ 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能 コメント： ・ 点検にあたっては、a 作業床の最大積載荷重の表示状態、b 厚生労働大臣の定める足場関係の規格への適合性、c 安衛則上の足場の設置基準への適合性、d 足場計画への適合性などについても確認すること。 ・ 平成 21 年 3 月の安衛則改正により、④、⑤が新たな点検事項となる。
		コメント： ①、②、③の点検は、従来から安衛則に定められている。	コメント： 建災防では、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を実施している。	次の事項を点検し、危険のおそれのあるときは、速やかに修理する。 ① 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 ② 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態 ③ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 ④ 次の設備の取りはずし及び脱落の有無 ・ 交さ筋かい及び高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん若しくは高さ 15cm 以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 ・ 手すりわく ・ 手すり等*1 及び中さん等*2 ⑤ 幅木等*3 の取付状態及び取りはずしの有無 ⑥ 脚部の沈下及び滑動の状態 ⑦ 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態 ⑧ 建地、布及び腕木の損傷の有無 ⑨ 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能 ⑩ その他 (安衛法令上の足場の規格、基準に適合すること) コメント： ・ 点検にあたっては、a 作業床の最大積載荷重の表示状態、b 足場計画への適合性などについても確認すること。 ・ 平成 21 年 3 月の安衛則改正により、④、⑤が新たな点検事項となる。

点検記録の保存等（どうする）	関連する安衛則等（なぜ＝法的根拠）	摘 要
<p>安衛則上、点検記録の保存は定められていない。</p> <p>コメント： 点検の実施を確実なものとするため、KY活用シート内にチェックリスト欄を設ける、或いは、日々時系列でチェックできるチェックリストを定めるなどして点検していくとよりよい。これらの点検記録は、足場がある間など必要な間、保存しておくといよい。</p>	<p>安衛則： ・第567条 1 項 ・第563条 1 項 3 号</p> <p>通知： ・基発第0311001号（平成21年 3 月11日） ・基安発第0424003号（平成21年 4 月 24日付）</p>	
<p>安衛則上、点検記録の保存は定められていない。</p> <p>コメント： 点検の実施を確実なものにするため、チェックリストを定めるなどして点検していくとよりよい。これらの点検記録は、足場がある間など必要な間、保存しておくといよい。</p>	<p>安衛則： ・第568条 ・第567条 2 項 ・第563条 1 項 3 号、6 号</p> <p>通知： ・基発第0311001号（平成21年 3 月11日） ・基安発第0424003号（平成21年 4 月 24日付）</p>	<p>※ 1：「手すり等」＝高さ 85cm 以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備</p> <p>※ 2：「中さん等」＝高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備</p>
<p>点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業が終了するまでの間^{※4}、これを保存する。</p> <p>① 当該点検の結果 ② ①の点検結果から補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容</p> <p>コメント： ・平成 21 年 3 月の安衛則改正により、点検の記録・保存が新たに加わる。 ・足場の点検にあたっては、各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行う。（チェックリストの作成では、関連する安衛則とその通知に示された例を参考にする。建災防は、安衛則・関係通知に基づき、足場の組立て後等の点検表を、「建災防統一足場点検表」として取りまとめ、頒布している。）</p>	<p>安衛則： ・第567条 2 項、3 項 ・第563条 1 項 3 号、6 号 ・第559条～第566条 ・第569条～第575条 ・第27条</p> <p>安衛法： ・第42条</p> <p>通知： ・基発第0311001号（平成21年 3 月11日） ・基安発第0424003号（平成21年 4 月 24日付） ・基発第0424001号（平成21年 4 月24日付）</p>	<p>※ 3：「幅木等」＝高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備</p> <p>※ 4：「足場を使用する作業が終了するまでの間」＝それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。 注文者の場合は、注文者（元方事業者）が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。</p>
<p>点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業が終了するまでの間^{※4}、これを保存する。</p> <p>① 当該点検の結果 ② ①の点検結果から修理等の措置を講じた場合は、当該措置の内容</p> <p>コメント： ・平成 21 年 3 月の安衛則改正により、点検の記録・保存が新たに加わる。 ・足場の点検にあたっては、注文した足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行う。（チェックリストの作成では、関連する安衛則とその通知に示された例を参考にする。建災防は、安衛則・関係通知に基づき、足場の組立て後等の点検表を、「建災防統一足場点検表」として取りまとめ、頒布している。）</p>	<p>安衛則： ・第655条 1 項、2 項 ・第563条 1 項 3 号、6 号 ・第559条～第563条 ・第569条～第572条、第574条</p> <p>安衛法： ・第42条</p> <p>通知： ・基発第0311001号（平成21年 3 月11日） ・基安発第0424003号（平成21年 4 月 24日付） ・基発第0424001号（平成21年 4 月24日付）</p>	<p>※ 4：「足場を使用する作業が終了するまでの間」＝それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。 注文者の場合は、注文者（元方事業者）が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。</p>

オーク設備工業株式会社、株式会社村上組、 株式会社中田組にCOHSMS認定証を交付!!

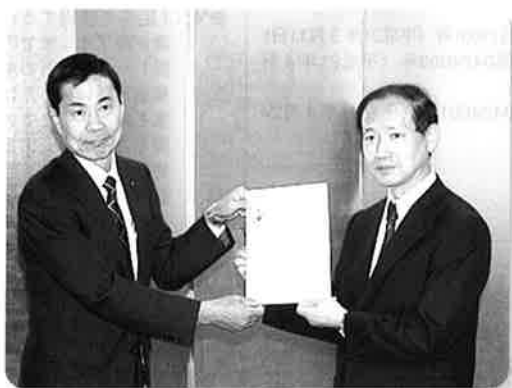
建設業労働災害防止協会

建災防（会長 錢高一善）は、今般、オーク設備工業株式会社、株式会社村上組、株式会社中田組に「COHSMS 認定証」を交付した。

COHSMS 認定証は、「COHSMS 認定事業に関する規定」に基づき、COHSMS 評価者が COHSMS 認定基準に適合していると評価し、かつ COHSMS 認定審査会において、当該評価が客観的かつ公正に行われたと認められた場合に、建災防が交付するものである。

今回、認定されたオーク設備工業株式会社は、設備業者では初めて。また、株式会社村上組については、青森県内業者として初めての COHSMS 認定事業場となった。

なお、株式会社中田組については、平成17年に「COHSMS 評価証」を取得し、その後の「COHSMS 認定証」の交付となった。



オーク設備工業株式会社 山代取締役社長（左）
建設業労働災害防止協会 伊藤専務理事（右）



株式会社村上組 村上代表取締役社長（左）
建設業労働災害防止協会 伊藤専務理事（右）

COHSMS 認定事業の詳細については、当協会ホームページ (<http://www.kensaibou.or.jp/>)にてご紹介しています。

敷地内の工事におけるガス管損傷による 労働災害の防止について

社団法人 日本ガス協会 技術部 小栗 智喜

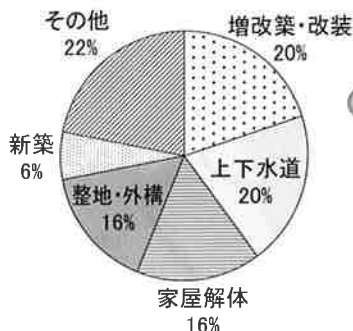
1. はじめに

近年、敷地内の工事作業中において、ガス管を損傷したことに起因する事故が増加傾向にあり、中には着火・爆発により作業の方が死傷するケースも発生しております。

そのような事故や労働災害を撲滅するためには、工事計画段階や作業準備段階において、現場におけるガス管の存在に注意を払い、配管の有無や位置を十分に確認するとともに、作業員全員が「絶対にガス管を損傷しない」という強い注意意識を持って作業に臨むことが重要です。

現在、(社)日本ガス協会では、都市ガス需要家の敷地内におけるガス管損傷に絡む労働災害の防止に向け、建築工事に携わる方々への注意喚起・PRに努めているところです。

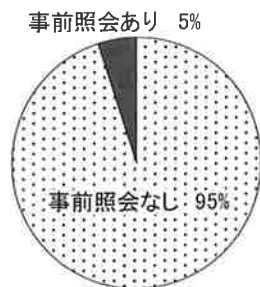
そこで今回は、過去の労働災害事例などを紹介しながら、ガス管損傷による労働災害を防ぐためのポイントについて解説します。



解説

「増改築・改装」、「上下水道」、「家屋解体」、「整地・外構」の工事作業中が特に多い。

グラフー2 工事種別毎の労働災害発生状況の分析(注2)

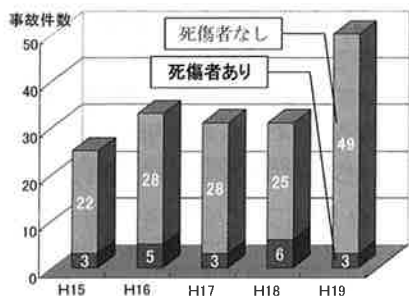


解説

地域のガス会社に「事前照会なし」の状態ではガス管損傷することがほとんど。

グラフー3 ガス会社への事前照会(注2)

2. ガス管損傷による事故の状況

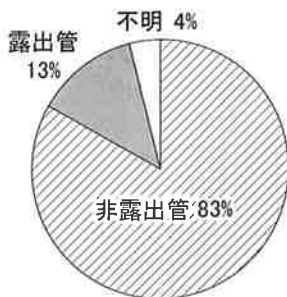


グラフー1 事故・労働災害の発生状況(注1)

解説

- ・ガス管損傷事故は増加傾向にあり、死傷者を伴う労働災害も定常的に発生している。
- ・グラフの事故件数以外でも、事故に至らない潜在的なヒヤリハットは多数発生している。

(注1) ガス事業法の報告対象事故(死傷、物損、大規模なガス供給支障など)の集計であり、(社)日本ガス協会が把握し得た件数。



解説

埋設されたガス管や、壁・天井裏の隠ぺい部など、非露出部のガス管損傷が多い。

グラフー4 損傷したガス配管の位置(注2)

(注2) 一部の都市ガス会社のデータをもとに労働災害発生状況を分析したもの。全国の集計値ではない。

3. ガス管損傷と着火・爆発の関係

(1) 燃焼範囲

ガス管損傷により漏れたガスは、空気とガスが、一定混合割合に達すると燃焼するようになります。

都市ガス（13A）の燃焼範囲を表-1に示します。

ガス	燃焼が おこらない	燃焼範囲	燃焼が おこらない
	0%	下限	上限
			100%

ガス種	下限	上限
都市ガス（13A）	4.0%	14.0%
〔参考〕LPG	2.2%	9.5%

表-1 都市ガスの燃焼範囲

(2) 着火源

燃焼範囲内のガスに着火源があると着火・爆発が起こります。建築工事で多い着火源としては、ライター、マッチ、ブレーカー、カッタ、電気ス

イッチ、換気扇スイッチなどが挙げられます。

(3) 臭気

本来、都市ガスは無色・無臭ですが、漏えいした際に感知できるよう付臭してあり、一般的には「たまごが腐ったような臭い」と言われています。

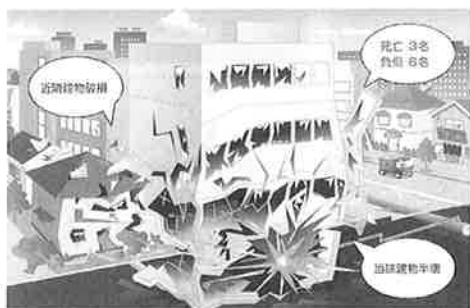
しかし、労働災害の原因の中には、作業者がガスの臭いに気付きながらも、「ガス管内に溜まっていた残ガスの臭いだろう…」、「下水管からの臭いだろう…」などの誤った思い込みから、そのまま作業を続けていて重大事故に至ったケースも発生しております。

作業中はガスの臭いに注意し、臭いを感知したらすぐに作業を中止することが大事です。

4. 過去の労働災害事例

事故事例 ▶ 1

建物改装工事によるガス管損傷に伴う爆発



概要

鉄筋系建物の改装工事中に、建物改装工事会社の作業者が地下室のガス管（鋼管）を取り外し、建物内に漏出したガスが爆発した。



原因

事故当日の3日前に、建物改装工事会社の監督者からの依頼によりガス事業者がメーターの取り外しを行った。監督者はメーターの取り外しを行っただけにもかかわらず、事故の当日、作業者に「元でガス供給は停止している」と誤った指示をして作業を進めさせていた。

事故事例 ▶ 2

造園工事によるガス管損傷に伴う着火



概要

造園工事の作業者が、ハンドブレーカでコンクリート舗装を壊す作業中に、コンクリート下15cmの位置に埋設されていたガス管（ポリエチレン管）を損傷し、ハンドブレーカが着火源となり、漏出したガスに着火した。



原因

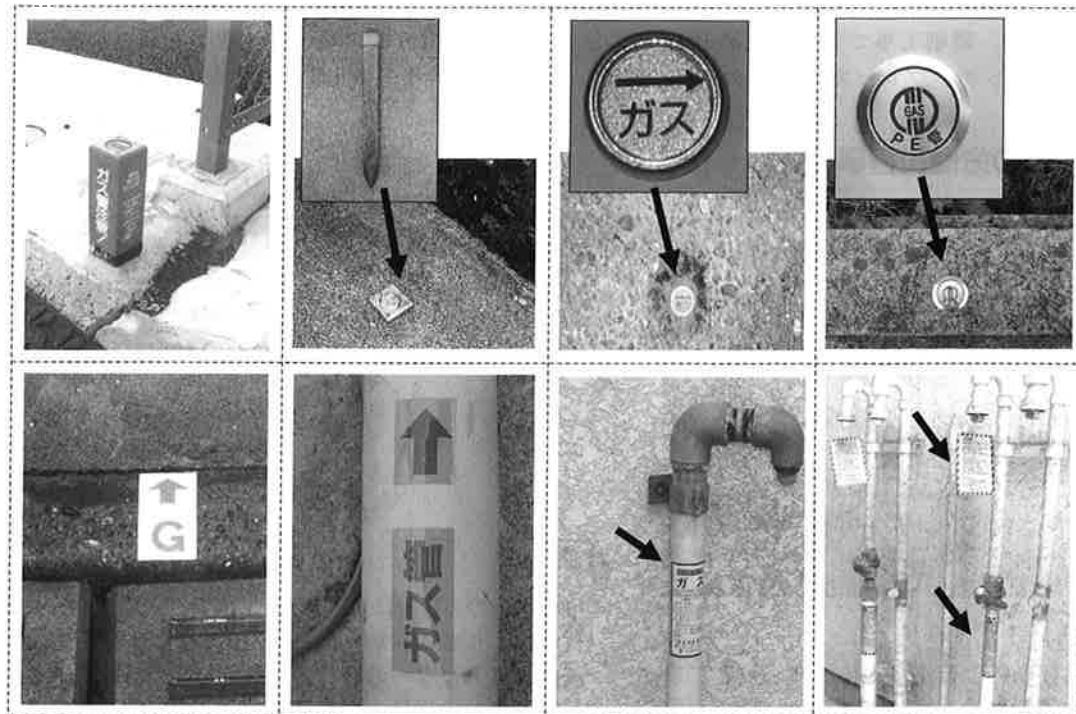
ガス管の有無・位置の確認を十分に行わず、施工範囲内にガス管が埋設されていないと思いこみ、ハンドブレーカによりコンクリート舗装を、壊す作業を行っていたところ、誤ってガス管を損傷してしまった。

5. ガス管損傷による労働災害防止の3つのポイント

- ① ガス管の有無・位置、ガスが通じているかどうかの事前確認を必ず実施。
- ② 工事の影響を受けるガス管の撤去・移設は事前に都市ガス会社に連絡。
- ③ ガス管の情報を作業者全員で共有し、ガス管の周りは慎重に作業。

ガス管の位置などが不明な場合は、
事前に地域の都市ガス会社に連絡を！

【参考】 ガス管標示の一例 ～現場ではガス管標示に注意が必要です～



6. ガス管を損傷した場合の措置

万が一、ガス管を損傷した場合、また、少しでもガス臭い場合は、ガス漏れによる着火・爆発事故を絶対に起こさないため、作業上の安全を確認のうえ、次の措置を速やかに行う必要があります。

1. **すぐに地域の都市ガス会社に連絡する**
2. 火気・電動工具、電気スイッチ等の使用を禁止する
3. ガスの噴出を止める
 - 分岐バルブまたはメーターガス栓の閉止を行う。
 - 損傷箇所が見えており、安全かつ短時間に応急手当てが可能であれば、粘土、ウエス、テープなどでガスの噴出口を塞ぐ。



ガス栓を締める



ウエスを詰め込み、その上からテープを巻く



穴あけ箇所テープを巻く

※一般市民や他の作業者に被害が及ばないように、都市ガス会社が到着するまでの間、通行人や車両などを近づけないよう誘導・現場の監視を行うことも大切です。

7. 関係法令

ガス管の事前確認および損傷防止に関する関係法令としては、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱などに各種規定が定められています。なお、刑法には罰則規定として、懲役もしくは罰金に関する定めがあり、過去の事故においては当該法に基づき監督者等に実刑判決がくだったケースもあります。

(1) 労働安全衛生規則

第194条（ガス導管等の損壊の防止）

第355条（作業箇所等の調査）

第362条（埋設物等による危険の防止）

(2) 建築基準法施行令

第136条の3（根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止）

(3) 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）

第33（保安上の事前措置）

第34（立会）

第35（保安上の措置）

第38（露出した埋設物の保安維持等）

第39（近接位置の掘削）

(4) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

第16（周辺構造物への対策）

第17（公共設備等への対策）

(5) 刑法

第118条（ガス漏出等及び同致死傷）



ポスター（A2）



（裏面）

パンフレット（A4）

8. 終わりに

過去の労働災害事例などを紹介し、ガス管損傷による悲惨な事故をなくすために心掛けていただきたい注意点をいくつか述べました。ガス管損傷を防ぐには監督者・管理者の方の意識だけでは不十分で、工事に携わる全ての作業の方が共通意識を持ち、ガス管の事前確認を十分に行ったうえで作業に取り掛かることが重要です。

（社）日本ガス協会では、ガス管損傷による事故防止に向け、経済産業省の安全情報広報事業で製作されたパンフレット、ポスターを用いてPR活動を行っております。

当該パンフレット、ポスターを用いて、工事に携わる社員や作業の方々、および、関係者の方々への教育・注意喚起を行っていただければ、少しでもガス管損傷による労働災害のリスクを軽減することができるものと考えます。ご必要な方は（社）日本ガス協会技術部までご連絡ください。

（直通）03-3502-0646（担当：小栗・松岡 まで）

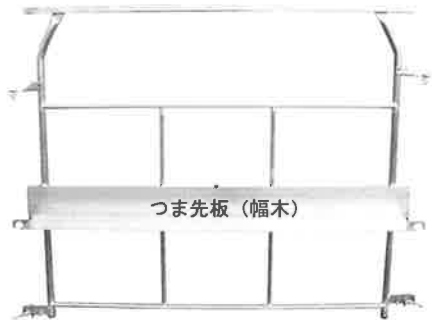
アルミ一体式先行手すり枠 NISSO Soft Series

墜落・転落、
飛来落下撲滅の
カギ握る!!

セフト パラペッター Soft Parapetor

改正安衛則(6月1日施行)に適合

- ・先行手すり、二段手すり、幅木、交差筋かいの機能を完備。
- ・手すり枠の上棧は、作業床から932mmの高さ位置。
- ・1.8mタイプで重量は10kg。業界最軽量!・安全帯取付OK!



つま先板 (幅木)

仮設工業会認定品第一種



つま先板 (幅木)



すきま塞ぎ板付き

斜面・法面工事に用仮設設備のJIS規格 (番号: A8972) に準拠

NISSO のりめん series

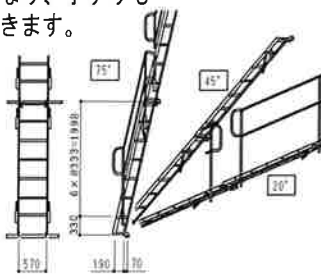
墜落・転落災害
を防止する

法面2号ユニバーサルユニット自在階段

両側手すり付自重
本体1.2m型(22.2kg)
2m型(31.5kg)
3m型(38.5kg)

積載荷重250kg

- ・アルミ合金製の為、軽量で持ち運びが容易。
- ・ユニットになっておりますので、従来の単管+クランプのステップに比べると組立・解体・盛替えが簡単。
- ・法面角度20度~75度で踏み面は常に水平となり、手すりも付いていきますので安心して作業や移動ができます。



角度が変わっても踏み面は水平!



日綜産業株式会社

<http://www.nisso-sangyo.co.jp>



~ 安全から安心へ ~
ISO 9001, 14001 & OHSAS 18001

本社 東京都中央区日本橋蛸殻町1-10-1

TEL: 03-3668-2705 FAX: 03-3668-7860